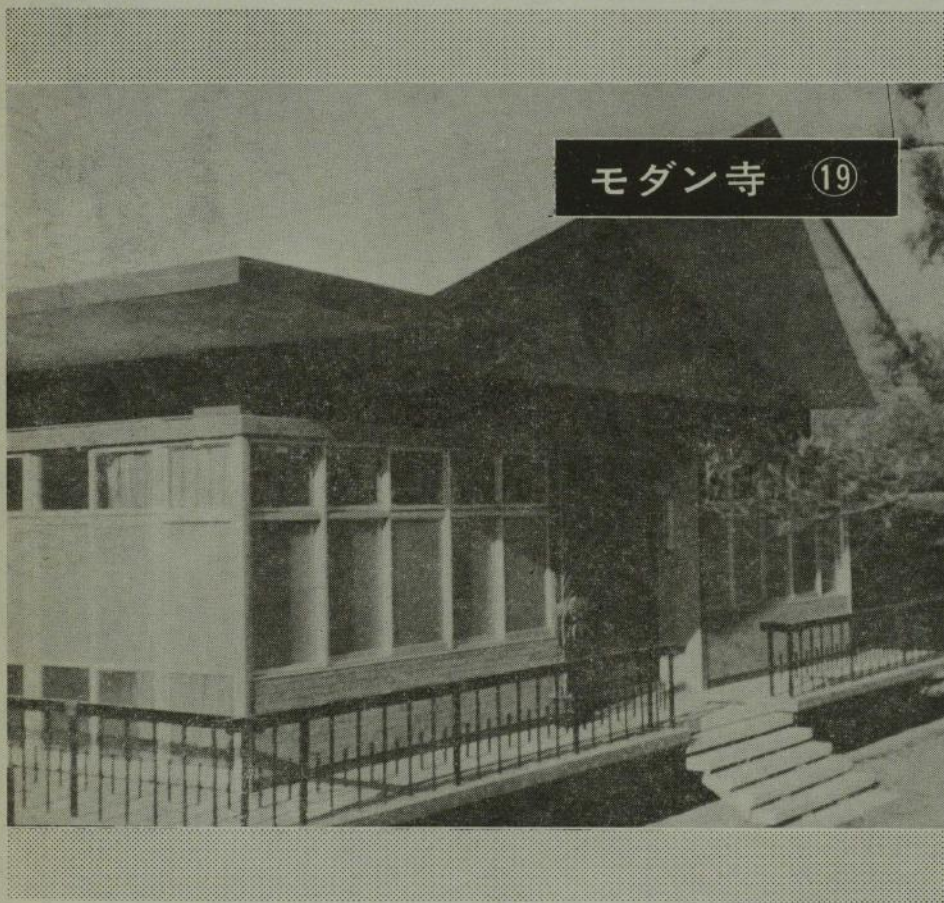


No.149

# 全 友

9/44.



# 彼岸 現代に考える

立正大学助教授

渡 辺 宝 陽

「暑さ寒さも彼岸まで」ということわざはわれ

われ日本人の生活感情をよく反映したことばである。そこでは彼岸は季節の表徴として受けとられているのであって、われわれ日本人の心に潜在するもののはあれど、無常感、無常感、無常感と深く関連するものであるのかも知れない。四季のうつり変りのなかで、私たちはふと自分の生活を顧みて、過ぎ来しかたを想い、人生と幸せとを思うのである。こうした日本人の心情の上に彼岸が受けとられ、彼岸会が行なわれて来たものであろうか。お彼岸にお寺へ詣りたり、墓参をする。とは私たち日本仏教徒の伝統的行事であるけれども、それは日本人の自然観と密接な関係をもって

いるものであろう。お寺ではないだろうか。そうしたところにも日本の美しい自然の中に私たちの生と死があるという感慨、そこでの幸せを願う心が、多分われわれ日本人の魂をささえて来たものであろう。平均的日本人がいだいているお彼岸のイメージはお寺詣りであり、お墓参りであり、仏壇に供えるおはぎとともにある。たとえ、都会に住んでいても、そこにあるのはふるさとへの思慕であり、自然への憧れであらう。

しかし、最近はとみに開発という名の自然美の破壊が行なわれ、農村においても都市化がどんどん浸透して行くようになると、かつての日本人の自然への憧れは変化して行き、なしくずしの季節感の喪失とともに自然からの離別が行なわれている。

こうしたなかで彼岸会という伝統的行事（実はそれ以外の行事も含めなければならぬ）であろうか。日本人の魂を養って来た自然観、そしてそれを支えてきた自然美というものをわれわれは護ら

なければならぬと思う。しかし、急速なテンポで変化して行く社会構造のなかで、変化している日本人の社会意識の中で、私たちは伝統的行事である彼岸を仏教を正しく受けとって行かねばならぬ。

二

彼岸会は日本独特のものであって、印度や中国にはないということである。彼岸会の起源については必ずしも定かでないようである（一説には無量寿経日想観に依拠して中日の日没を観ずることから彼岸会が起ったと言い、大阪四天王寺等においてそれが事実行なわれ、その起源を聖徳太子の頃とも言ふ）。

しかし、すでに平安時代には彼岸会がひろく行なわれるようになっていた。すでに、八〇六年（大同元年）には「崇道天皇（早良親王）のおんために、諸国国分寺の僧をして、春秋二仲月別七日金剛般若経をよましむ」ということが日本後記に見えるのである（圭室諦成『葬式仏教』）。室町から江戸時代にかけて彼岸会には追善を修する意味が強くなっているが、吾妻鏡には「今日、彼岸懺法の結願」とあり、また、二月・八月（旧暦であるから現在の三月・九月にあたる）に百僧を紫宸殿に請じて大般若経が講ぜられたり、季御説会（きみどくえ）などに照らしても、彼岸に読経・講讀懺法等の法会が彼岸会に行なわれたことが知られる。

彼岸会はこのように仏道精進の機会である。

すなわち、彼岸とは理想の世界・悟りの世界（梵語Para）の意味で、生死輪廻の彼岸（現実

界)から涅槃の彼岸(理想界)に到達するのが仏教の理想であるから、そこに到彼岸(彼岸にいたる道)が要請され、波羅蜜(Paramita 到彼岸の意)が説かれるのである。彼岸会ということも当然この波羅蜜の実践が前提となって仏道精進が説かれるのである。

私たちも秋分の日(そして春分の日)を中日とする一週間を仏道精進の機会として日頃の懈怠を反省したいものである。

## 三

彼岸会は孟蘭盆の行事と同様、大多数の日本人がこの行事に参加しているが、次第に習俗化されてしまつて単なる追善の風習と化する恐れもある。このような場で仏道精進を明らかにすることは非常に難かしいことではあろう。たとえば、誰にでもわかるように六波羅蜜を説くことが、その本来の意義を道徳的徳目に変質させるおそれなしとしないのである。

六波羅蜜(布施・持戒・忍辱・精進・静慮・智慧)を行することは彼岸に向つての行であり、絶対的な悟りの世界に自己を投入することである。つまり、覚者であり私たちの大導師である仏陀の尊厳にふれなければ仏道精進とはならないのである。その点については、たとえば灌仏会等についても私たちがもっと仏陀への真剣な帰依のあり方をすすめて行かなければならないと思うのであるが、彼岸についても同様の課題があると思うのである。われわれ日本人には、自然への沈潜の伝統があり、日本仏教には「柳は緑、花は紅」という自然観のなかに仏陀の境界を認める流れがある。

しかし、仏陀の教説を媒介としなければ仏陀の境界には近づくことも到達することもできないのであり、仏陀を軌範とし出発点としなければならぬのである。

しかるに、仏陀に帰敬することがおろそかになり、仏陀の尊厳性がゆがめられて、法が仏陀の人格を通さぬ自然的法と理解されてはならないと思うのである。どのように大衆に浸透している仏教行事であれ、私たちはもう一度仏陀の精神で立ち帰って信仰を確証するのでなければならぬのである。

## 四

街で、 $\pi$ 身元不明の遺骸が二〇、〇〇〇体もあります $\pi$ という警視庁のポスターを見かける。お彼岸を迎えて身元へひきとってもらおう、そして成仏してもらおうということなのであろう。

仏教は万人のための教えである。今、われわれの社会に欠けているものは生命の尊厳ということではなからうか。科学の限らない進展、経済の高度成長にあつて人間は果して大切にとり扱われているであろうか。すばらしい科学の発展、経済の成長というメカニズムは、実は人間に奉仕させるべき科学や経済と人間との関係を逆転させてしまつているところがあるのではないか。近くは公害や医療の欠陥など生命に対する障害がでており、それはまた日本の社会構造の変化と無関係ではない。

仏教は人間に、智をはじめとする六波羅蜜によつて、人間としての至上の道を教える。とすれば具体的にわれわれ人間の生命が脅かされている事

実を看過できないであらう。それは、人間の社会が単なる制度だけの改善・改革によっては決してすぐれたものとはならないのであつて、人間の意志によつて制御されなければならないことを示している。(こうした問題に対して青年僧侶等が努力しておられることはわれわれ仏教徒の誇りである)。

## 五

お彼岸は私たち仏教徒のみならず、日本国民にとつての伝統的行事となつていゝ。私たちはお彼岸を迎えるにあつて、追善を捧げるのみでなく、仏道精進の機会であることに思いを致し、仏陀の教えによつて人間として生き甲斐のある人生を歩むよう覚悟せねばなるまい。それは、たとえ私たちの環境に変化があり、社会がどのように変化しても、変ることなく仏教が私たちに指標することである。

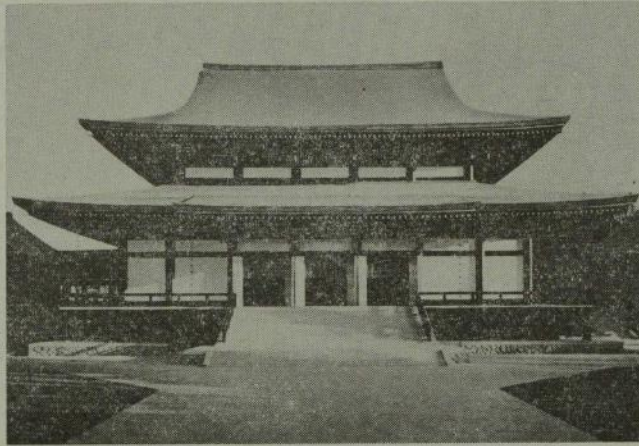


# 大会スローガン

## <大法輪のもと、より大きく、より強く>

# 第十七回 成田山大会せまる

全日本仏教徒会議



大会場となる新勝寺本堂

全日本仏教会・千葉県  
仏教会・成田山新勝寺主  
催による第十七回全日本  
仏教徒会議も、あと一ヶ  
月後にせまり各大会関係  
者は準備に追われてい  
る。八月七日には、成田  
山新勝寺で大会事務所開

ると信じますが、現実の仏教諸形態は、必ずしもその本質を充分發揮しているとは言えないのではなかろうか。「これからの世界」に処する「これからの仏教」について、われわれは深き反省のもと、理論的に、同時に実践的にも真剣に究明すべき秋だと思えます。本大会は主としてこのような問題を重

きを行ない、万全を期している。開催趣旨

全日本仏教徒会議は、激しく流動する社会情勢の中で、第十七回大会を千葉県成田市において開催することになりました。

科学と技術の進歩によって、正に宇宙の窓は大きくひらかれ、われわれの宇宙観を一新せしめつつあります。そして今この新しい世界の形成原理とは何かが問われています。仏教は、本来いつの時代にも指導原理となり得るものであ

点的に採り上げて討議し、前向き姿勢で力強く新しい仏教の展開を期したいと念願しています。なにとぞ各位の積極的な参加によるご協力を切望してやみません。財団法人全日本仏教会・千葉県仏教会・大本山成田山新勝寺

### 会議テーマ

- 1、仏教伝道の近代化について (第一部会)
- 2、仏教の社会的実践について (第二部会)
- 3、仏教徒の組織拡充について (第三部会)

### 大会記念活動

- ◎日本万国博(法輪閣)建設に協力
- ◎慈悲の献血運動(第三年目)

### 基調講演

- 第一部会 梅原猛氏
- 第二部会 金岡秀友氏
- 第三部会 松野純孝氏

### 大会日程

(第一日) 受付開始 八・〇〇

大会式典	一〇・〇〇
総会	一一・〇〇
総会	一三・〇〇
総会	九・〇〇
閉会式	一一・〇〇
パーティ	一一・四〇
観光出発	一三・〇〇

### (第二日)

議案例 議案例として(参考) 次のようなものがあるが、なるべく多数の提出を希望している。(採否については議案審査会に一任。)

- 第一部会では、①仏教の現代的意義の解明について ②死生観についての仏教の立場(臓器移植問題に関連して) ③仏教の平和観について(ベトナムの和平・沖繩・安保等の問題に関連して) ④仏教儀礼の近代化について ⑤スチュエーデント・パワーに対する仏教の立場(大学紛争問題に関連して) ⑥信教の自由と仏教の立場(靖国神社法案に関連して) ⑦未来学における仏教の立場究明について ⑧無宗教・反宗教に対する仏教の立場について。

- 第二部会では、①仏教徒憲章の普及徹底について ②政治の倫理化運動について ③仏教の社会福祉活動について ④仏教婦人憲章の制定とその実践について ⑤公害・交通事故防止運動について ⑥対青少年活動について ⑦仏教芸術活動について。

- 第三部会では、①全日本仏教会・地域仏教の拡充強化について ②仏教の国際組織拡充について ③檀信徒組織の強化について ④仏壇の普及徹底について

この度、全日本仏教会の強い要請によりまして、本年は千葉県が当番県となつて、いよいよ今秋十月二日(木)三日(金)の両日に亘り、世界仏教徒連盟会長ブーン妃殿下を初めとする内外来賓多数御台臨の下に、第十七回全日本仏教徒会議が、成田山大本堂を会場として開催せられることと相成つた次第であります。成田山は申すに



は裏腹に、地球上の人類は、今や人間疎外人間性喪失という大きな難問題に直面せざるばかりか、依然として、飢餓、疾病貧困、破壊等々におびやかされておるのであります。しかも、国際的にはベトナム問題、中近東問題等、東西の冷戦はいよいよ熾烈を極め、我が国も又、この冷戦を底流としてその影響を蒙り、政争の具に供せられておるのみならず、沖繩返還問題、或は七

〇年安保改訂問題等を絶好の契機として、暴力革命の様相を帯びてまいつた大

### 第十七回全日本仏教徒会議 成田山大会開催に当りて

千葉県仏教会々長 松田 照 応  
成田山新勝寺貫首

本大会のテーマである仏教伝道の近代化、仏教の社会的実践、仏教徒の組織拡充について、反省熟慮、以つてその方途を誤たざるよう、真剣な討議を重ねると共に、その実践行動を、より大きく、より強く結果して、この変貌変革極りない新時代の苦悩に応え、よりよき社会の指標たらねばならぬと痛感致しおる次第であります。

かくして、目前に迫る第十七回成田山大会の開催に当り、目下、全日本仏教会御当局並に関係各位の絶大なる御指導御支援の下に、我が千葉県仏教会の衆知総力を結集して、着々準備いた

学紛争の問題等々、内外共に、誠に端倪予断を許さぬ危機と混乱と、それに伴う不安が満ち満ちてお

しておるところであります。が、ご案内の通り、会場の収容に限度があり、一大結集もかないませんが、全国に亘る竜象諸大徳皆様各位のご支援を得て共々に、この科学機械文明のみ発達せ

及ばず、我が千葉県仏教会にとりまして、この上ない名譽なことでありますと共に、その責任の重且つ大なるを痛感いたしました次第であります。申し上ぐるまでもなく、アポロ十一号のすばらしい成功により、新たなる宇宙時代の歴史が書き始められようとしておる時、科学機械文明の飛躍的進歩がもたらした、この偉大なる成功と

るのであります。かゝる試練と一大転換の秋に際し、仏陀の和の精神を基調として、真に時代即応の活発なる全一仏教運動を展開し、以て仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与せんことを目的とする全日本仏教会の果才役割特にはこの度主催せらる、全日本仏教徒会議開催の意義たるや誠に大なるものがあるものであります。今こそ我々仏教徒は、大法輪の下、

待に充分応え得るような、意義ある、立派な大会たらしめ、有終の美を飾りたいと念願して止まぬ次第であります。終りに臨み、全日本仏教会いよいよのご発展を祈ると共に、諸大徳皆様各位の格段のご高配を懇願申し上げます。ご案内といたす次第であります。

#### 議案提出方法

- ⑤ 仏教徒教職者の組織化について
  - ⑥ 仏教徒学生の組織化について
  - ⑦ 仏教文化人の組織化について
  - ⑧ 仏婦・仏青の組織強化について
  - ⑨ 職域における仏教運動について(新入社員研修等)
  - ⑩ 聖職者及び家族の共済制度について
  - ⑪ 仏教のマスコミ対策について(仏教アッピール委員会設立等)
- 1、各加盟団体は、その団体の責任において一議案を提出することができる。
  - (個人提出は取り扱わない)
  - 2、議案内容は前記議案例を参照し、会議テーマにふさわしいものとする。
  - 3、議案例を採用して提出してもよい。
  - 4、議案の賛否又は変更・修正は議案審査会に一任のこと。

#### 参加方法

- イ、資格 加盟団体の推薦する仏教徒
- ロ、参加費 一三〇〇円



開催要項日程中「園遊会」とあるのを「パーティ」と訂正、観光の出発十三時以外の発着時間を三十分繰り下げとします。よろしくご了承下さい。

# 檀徒共有名儀のまま放置されてきた 寺有墓地の処理についての考察(第二回)

(第一回は一四七号に掲載)

弁護士 池谷四郎

## 三

地租改正事務局の議定書と言われるものか知ろうとしても現在その全文が手近に提供されていないうらみがありますから、ここに一応全文を引用して見ましよう。

(というのは枚数十年間の民事訴訟法において証拠として引用されるのは第六章墓地処分等のうち、それも一部分が学証の対象となっているに止まっています、十分でないうらみがあるからです。裁判所としては提出された証拠が相手方によって争われなかった場合には、成立に争のない証拠として、それに基づいて判決をしますから、不十分な点はそのまま見過される経過をたどる結果となってしまうわけです。従ってここでは特に手を省かないで地所処分仮規則と称するものの全文を掲げることにいたします。)

地租改正事務局が議定書として「地租改正条令細目」及び「地所処分仮規則」を設けたのは明治八年五月三十日と言われているようです。以下「地租改正基礎資料上巻五六三頁以降五六七頁」から本文を引用したいと思います。

地所処分仮規則

### 第一章 処分方綱領

#### 第二章 開墾地処分ノ事

#### 第三章 山林原野秣場処分ノ事

#### 第四章 道路堤塘処分ノ事

#### 第五章 養水溜池井手敷処分ノ事

#### 第六章 墓地処分ノ事

#### 第七章 社寺処分ノ事

#### 第一節 境内外区別ノ事

#### 第二節 境内処分ノ事

#### 第三節 土地処分ノ事

#### 第四節 寄附地処分ノ事

#### 第五節 廢合跡地処分ノ事

### 第一章 処分方綱領

#### 第一条 道路堤塘河川ノ両国郡村市ノ

中間ニアルモノハ各村市ニ就テ其証跡ヲ正シ其景況ニヨツテ其中央ヲ経界トナスカ又ハ左右一方ノ傍側ヲ以テ経界トナスカラ明瞭取調旧貫ノ儘据置カタキ分ハ地方官協議ノ上同ヒ出ヘキ事

#### 第二条 神社ノ両国境上ニ跨リ経界ノ

標目トナシ来ルモノモ第一条同様区域明瞭取調ヘキ事

#### 第三条 持主一人ノ地ト雖モ道路等ヲ

隔テタル地ハ各別ニ取調一筆ト致間敷事

#### 第四条 従前公有地ノ内検地帳水図帳

名寄帳ニ人民名受ノ確証アルカ又ハ出金買得セシ証左アルモノハ民有地ト相定メ其他ハ官有地ト定ムヘシ若シ人民名受ノ確証又ハ出金買得セシ証書ナシト雖モ他ニ人民所有地ト看認ムヘキ成跡アルモノハ其事實ニ拠リ民有地ト相定ムヘキ事

#### 第五条 地所名称区別ハ昨七年第二百

十号布告ニ従フヘシト雖トモ其種類ノ如キハ大体ニ就テ区別ス例ヘハ宅地内ニ菜園林藪池泉等アリト雖トモ一区ノ宅地トナスカ如シ且ツ道路路中ニ建設セル電信架線柱敷地揭示場等アリトモ今般ノ調査ニハ總テ大体ニ就テ道敷ニ取調置甲スヘキ事

#### 第六条 都テ地所処分ノ儀ハ下章ノ条

令ニ照シ証起ノ分明ナルモノト其名稱ノ著明ナルモノトノ処分ハ地方長ヘ協議ノ上地方官限り処分ニ任スヘキコト

#### 第七条 渾テ官有地ト治定セル地所私

下又ハ貸渡等ノ儀ハ内務省ノ処分ニ歸シ本局ノ権限外ト心得ヘキコト

#### 第八条 渾テ官有地ト定ムル地処ハ地

引絵図中ヘ分明ニ色分ケスヘキコト

### 第二章 開墾地処分ノ事

#### 第一条 民有ノ山林原野等ヲ私ニ田畑

ニ開墾セシモノハ其素稱ニ拘ラス總テ現今ノ名称ニ拠テ処分スヘキ事

#### 第二条 民有ニアラサル山林原野ヲ私

ニ田畑宅地ニ開墾セシモノハ此度限り其罪ヲ問ハス民有地トシテ差支ナキ場所ハ直チニ其者ノ所有地ニ定ムヘシト雖モ民有地トスヘカラサル場所ハ処分方同出ヘキ事

#### 第三条 切添切開キモ亦タ第二条ノ通

処分スヘシ然レトモ道路ヲ浸墾セシ堤塘ヲ切開キンカ如キモノハ第四章

#### 第三条ニ拠テ処分スヘキ事

#### 第四条 旧藩県ニテ開墾願済未タ地代

金ヲ納メスシテ現今未着手ノモノハ其所有トナスヘカラス尤モ地代金ヲ納メストモ旧藩県ヨリ授与セラレタル確証アルモノハ其所有ト定ムヘキ事

#### 第五条 切替畑又ハ焼畑ト唱ヘ隔年又

ハ四五年ヲ経テ作付スルモノモ其成跡アルモノハ第二条同様処分スヘキ事

### 第三章 山林原野秣場処分ノ事

#### 第一条 山林原野秣場等簿冊ニ明記セ

ルモノハ勿論従来甲乙村入会等ノ証跡アルモノハ民有地トシ其証左ナキモノハ官有地第三種ト定メ内務省ノ処分ニ歸スヘキ事

#### 但証跡ハ本局乙第三号達ノ通可相

心得事

#### 第二条 山林ノ内ヘ社宅等ヲ設ケ一

区画ヲナシタルモノハ其名称ニヨツテ別筆ニ取調其民有地ノ分ハ隣地ニ準シ賦税ノ積心得ヘシ尤鎖々タルモノハ本地一枚ニ取調名称ヲ区別スルニ及ハサル事

#### 第一条 民有ノ山林原野等ヲ私ニ田畑

ニ開墾セシモノハ其素稱ニ拘ラス總テ現今ノ名称ニ拠テ処分スヘキ事

#### 第二条 民有ニアラサル山林原野ヲ私

ニ田畑宅地ニ開墾セシモノハ此度限り其罪ヲ問ハス民有地トシテ差支ナキ場所ハ直チニ其者ノ所有地ニ定ムヘシト雖モ民有地トスヘカラサル場所ハ処分方同出ヘキ事

#### 第三条 切添切開キモ亦タ第二条ノ通

処分スヘシ然レトモ道路ヲ浸墾セシ堤塘ヲ切開キンカ如キモノハ第四章

#### 第三条ニ拠テ処分スヘキ事

#### 第四条 旧藩県ニテ開墾願済未タ地代

金ヲ納メスシテ現今未着手ノモノハ其所有トナスヘカラス尤モ地代金ヲ納メストモ旧藩県ヨリ授与セラレタル確証アルモノハ其所有ト定ムヘキ事

第四章 道路堤塘処分ノ事

第一条 道路堤塘敷地ハ従前民有ニアラサルモノハ官有地第三種トナシ其民有地ナルモノニシテ地稅ヲ納ムルモノハけん除シ民有地第三種ト定メ作徳ハ村方相對ノ処分ニ任スヘキ事

第二条 家屋ヲ建設スルタメ民有地ヲ潰シ一己ノ使用ノ為メ設クル小徑ハ其本地一纏ニ取調生地同様処分スヘキ事

第三条 道路堤塘ハ各地凡ソ定マリタル幅員アルヘシ若耕地ヨリ其幅員内ヲ犯シ切開タルカ又ハ宅地ニ取囲ヒタルモノアルトキハ其歩數ハ旧道敷堤敷ニ復シ耕地宅地ノ方ハ差除キ取調ヘキ事

第五章 養水溜池井手敷処分ノ事

第一条 耕地涵養ニ設クル溜池溝渠ハ其民有ノ確証アルモノハ民有地第三種ニ編入シ従前ノ地稅ハけん除スヘシ民有地第三種ト定メ官有地第三種ト定メ内務省ノ処分ニ帰スヘキコト

(文意不明の点がありますけれども一応資料とおり記載しました。)

第二条 一耕地ノ内へ井戸ヲ掘リ或ハ冷水路等ヲ設クルモノハ一筆ニ調達ミ腹書ニ歩數ト名称トヲ記注スヘキ事

第六章 墓地処分ノ事

第一条 従前官有地ニ設クル墳墓ノ地

区域ヲナシタル地ハ今度更ニ民有地第三種ト定メ人民共有墓地トナスヘキコト

但区域内ニ余地アルトモ将来ノ備地ト心得置クヘキ事

第二条 寺院ノ旧境内ニ設クル墓地ハ實地ノ景況ニヨリ境内内外ヲ區別シ境外ニ属スルモノハ第一条ノ通処分スヘシ但境内堂塔ニ傍テ所々ニ星散獨立シ区域定メカタク分ハ先ツ以テ従前ノ儘現境内ニ据置キ内訳腹書ニ記載スヘキ事

第三条 道敷堤塘等ハ従前設クル墳墓ハ民有地トナスヘカラス官有地第三種ト定メ祭主ノ拜借地ト心得ヘシ尤借地料等ハ賦課スルニ及ハサル事

第四条 人民所有ノ田畑或ハ宅地ノ辺隅ニ瑣々タル墳墓ヲ設クルモノハ本地反別ノ外書ニ歩數ト名称トヲ記注スヘシ但従前ノ区域ニ余歩ヲ存スヘカラサル事

第五条 古来忠臣義僕等ノ墳墓ニシテ人民愛護シテ小祠ノ姿ヲナシ其後えいナキモノハ官有地第三種ト定ムヘシ尤四圍人民ノ墳墓ニ接スルモノハ別段地種ヲ設クルニ及ハス共同墓地トナスヘキ事

第七章 社寺処分ノ事

第一節 境内外區別ノ事

第一条 社寺境内内外ノ儀ハ本年本局乙第四号達ニ準拠検査シ官民有ノ区分ヲ確定致スヘキ事

第二条 境内外ノ區別地方官ヨリ差出候絵図面ニ照ラン檢分ノ上伸縮不都合ノ兼及ヒ既ニ旧境内引裂キ一応上地処分済タリトモ取調規則ニ抵触ノ分ハ引直方申談スヘキ事

但旧境内公園地ニ同済ノ分ト雖モ本文同様可相心得事

第三条 大社寺ノ外ハ一区内両三ヶ所ツム検査イタン不都合ナケレハ其区内ハ總テ不都合無之モノト見做シ悉皆検査ニハ不及儀ト可相心得事

第二節 社寺境内地処分ノ事

第一条 總テ民有地ノ証ナキモノ及ヒ民有地ヲ政府ハ買上タル神社敷地ハ官有地第一種(寺院敷地ハ同第四種)ヘ可編入事

但従前檢地帳ニ何社寺ト名請アル高内引ノ分モ本条同様タルヘキ事

第二条 社寺名請ニシテ従前貢租ヲ納メ来リ及ヒ人民名請ノ社寺敷地氏子種中ナク及ヒ人民一己ノ名請ノモノハ民有地第一種(氏子種中アリ及ヒ人民數人名請ノモノハ同第二種)ヘ可編入事

但民有ノ証アル鄉村社以上ハ民有地第三種ヘ可編入事

第三条 一區ニシテ官有民有兩種ノ地所ヲ台セシ社寺ハ其經界ヲ正シ官民兩種ノ部分ヘ編入シ官有地帳簿ニハ外書ニ民有地ノ反別ヲ記載シ民有地帳簿ニハ外書ニ官有地ノ反別ヲ記載スヘキ事

第四条 事故アリテ官有地ヨリ民有地ヘ移転セシ社寺ノ跡地ハ上地セシメ官有地ニ編入スヘキ事

第五条 社寺朱黒印地等ノ内辛未正月上地被仰出ノ以前売却又ハ質入セシ分ハ其金主ヲ持主ニ定メ辛未以後売却ハ其代金ヲ償ハセ質入ハ為受戻上地スヘシ若シ不服ノモノハ其筋裁判ニ任スヘキ事

第三節 社寺上地処分ノ事

第一条 従前社寺其他ヲ有シテ貢租作徳共一切社寺へ收入セシモノ其他朱黒印地ナレハ上地セシメ官有地第三種ト定メ内務省ノ処分ニ帰スヘキコト

但昨七年内務省乙第四十三号達ニ照準スヘシ

第二条 従前貢租作徳共一切社寺ニ收入スト雖モ社寺名受又ハ人民所有地ヲ社寺ニテ出金買得セシ確証アルカ又ハ人民ヨリ寄附セシモノハ直ニ其社寺ノ所有地ト定ムヘキ事

第三条 従前人民其地ヲ有シテ其貢租ヲ社寺へ收入セシモノハ直ニ人民ノ所有地ト定ムヘキ事

第四条 上地ノ内従前山林荒蕪地ヲ自費田畑宅地ニ開墾セシモノ社寺ノ費用ヲ以テ開墾ノ分ハ其社寺へ旧神官僧侶及ヒ他ノ人民ノ私費開墾ナレハ其者ヘ無代下ケ渡シ可申右ノ外總テ処分方法難決モノハ可伺出事

但従前境内ニシテ今般調査ノ際境外ニ属シタル内田畑ニ開墾ノ分モ本条同様可取計事

第四節 社寺寄附地処分ノ事

第一条 旧領主地頭其貢租ヲ寄附シ其土地ハ人民ノ所有地タルモノハ其貢租ノ可引戻土地ハ人民ノ所有地タルヘキ事

第二条 人民其所有地ヲ寄附シ其貢租ハ社寺ヨリ納メ来レルモノハ社寺ノ所有地ト可定事

第三条 人民其所有地ヲ寄附スト雖モ其貢租ハ寄附主ヨリ納メ来レルモノハ其作徳ノミヲ毎年寄附セシ筋ニ付寄附主ノ所有地ト可定事

第五節 社寺廢合跡地処分ノ事

第一条 社寺廢合跡地官有地ノ分ハ悉皆上地セシメ民有地ノ分ハ社寺名請ニシテ氏子種中アルモノ及ヒ氏子種中名請ノモノハ廢社寺ナレハ氏子種

昭和44年9月1日

中ノ処分ニ任セ合併ナレハ其合スル所ノ社寺ニ可附社寺名請ニシテ氏子檀中ナキモノハ廢社寺ナレハ上地セシメ合併ナレハ其合スル所ノ社寺ニ可附人民一己名請ノモノハ廢合共其人民ノ処分ニ可任事

第二章 人民寄附地ハ合社寺ナレハ其合スル所ノ社寺ニ附シ廢社寺ナレハ上地セシメ内務省ノ処分ニ帰スヘキ事  
(以上のうち第一章中第六條、第二章中第二條、第四條、第五章中第一條、第七章中第一節の第一條、第五節の第二條に対しては後日削除修正追加が行われています。)

### 成田山大会事務局

#### 新勝寺内に移転

第十七回全日本仏教徒会議成田山大会の準備事務局は千葉市光明寺の県仏事務所で行われていたが、八月七日大本山成田山新勝寺境内講社会館三階に移転し、会長松田照応貫主の激励をうけて事務を開始した。

なお事務所開きには、全仏柳組織部長、熊野県仏理事長以下事務局員、大本山成田山新勝寺の大会関係者が多数出席した。

### 大会についての座談会ひらく

八月二十五日午後一時から深川不動で第十七回大会のため大本山新勝寺で発行している機関誌「智光」で特集する座談会を全仏、県仏、成田山の関係者によって座談会をひらいた。

なお引つづき午後四時から三笠会館において三者の事務打合せが行われ会議全般について最終的に協議がなされた。

### 新潟県仏

#### 役員会

来年十月第十八回全日本仏教徒会議の開催が内定している新潟県仏(会長安藤寿雄師)では、さる七月三十日新潟市勝楽寺において常務理事会を開催し大会引受について検討の結果開催にふみきることに決定し、八月二十六日の理事会において正式に決定することになった。全仏から伊藤組織局長が出席し種々説明を行なった。

### 全仏青

#### 夏期結集を開催

全日本青年会(会長大谷光紹師)では八月二十六、七、八日の三日間栃木県出流山満願寺において全国の幹部会員を集めて夏期結集が行なわれた。

### 日本仏教文化

#### 会議開かれる

去る八月二十六日から二十八日までの三日間箱根で日本仏教文化会議が開かれ、総合テーマ「アジアにおける民族主義と仏教」について、次の構成により、熱心に討議された。尚、特別講演「アジア開発の基本構想」と題し、関東学院大学教授原寛天氏の講演があった。

第一分科会「アジアにおける革命運動と仏教」分科会長文化会議副議長久保田正文、基調報告朝日新聞編集委員斎藤吉史、運営委員東洋大学教授金岡秀友、

### 宗派仏団体人事

(続任)

天台宗務庁	梅山 円了
財務部長	古宇田 亮宣
教務部長	千葉 照源
社会部長	宮田 謙啓
庶務部長	小堀 光詮
総務室長	

第三分科会「アジアにおける西歐思想と仏教」分科会長東京大学教授堀一郎、基調報告国学院大学教授三枝充恵、運営委員お茶の水女子大学教授花山勝友、発言者高野山大学教授宮坂有勝、大正大学教授竹中信常、法政大学教授泰本融、立教大学教授田丸徳善、相模工業大学助教佐伯真光、加州大学教授目幸然、大谷大学助教坂東性納、司会文化会議常任運営委員真溪義貫。

### 和歌山県仏教会

会長 池田 泰道  
事務所 和歌山市宇須一九八  
(久昌寺内)  
〇七三四(三)八六三〇

### 千葉に日本一の仏像

千葉県安房郡鋸山に、右の写真のような、坐高二十一・三メートルの日本最大の仏像が出来上った。従事した石工延べ一万五千名、総工費五千三百万円。詳しくは、本紙十一月号に掲載予定。



### お寺の表紙

浄土真宗本願寺派のお寺。妙生寺(みょうしゅうじ)。  
本尊は阿弥陀如来。恒河山と写し、慶長年間豊臣秀吉の老臣が秀吉没後大和の願行寺に入寺剃髪し、浄玄と称し、慶長一二年家臣北村兄弟陪臣樋口を伴い来清したのが始まり、本仏寺号許可は元和九年。爾来本願寺末道場として現在に至る。

所在地は、清水市本町三三八。  
住職 清水正賢師。

昭和四十四年九月一日発行  
九月号 第一四九号

発行人 伊藤 勝 淳  
編集人 柳 了 堅

発行所財団法人 全日本仏教会